

新・発達障がい児者支援プラン後の 発達障がい児者支援について(提言)

令和2年3月

大阪府障がい者自立支援協議会
発達障がい児者支援体制整備検討部会

目 次

1. 新プラン改定にあたって
2. 発達障がい児者支援の基本理念
3. 見直しに当たっての主要な論点とそれに対する提言
4. 施策推進の方向性
 - (1) 早期気づきと早期発達支援の充実
 - (2) 教育分野における支援の充実
 - (3) 就労支援と就労継続のための生活支援の充実
 - (4) 家族支援の充実
 - (5) ライフステージを通じた一貫した支援のための取組
 - (6) 発達障がい理解のための取組
5. 第5次障がい者計画での位置づけ
6. これからの発達障がい児者支援に必要な新しい視点の考察
7. おわりに

1. 新プラン改定にあたって

【新プラン改定の背景等】

- 平成26年3月に策定した「大阪府発達障がい児者支援プラン(以下、「旧プラン」という。)」は、第4次「大阪府障がい者計画」(以下、「本体計画」という。)において「支援の谷間」とされた発達障がい児者支援について平成25年度から平成29年度までの5年間の具体的な施策等を示し、各種取組を進めた。
- この間、旧プランに基づく取組によって一定の成果を上げてきたが、一層の取組が必要な課題や継続して取り組むべき課題、社会状況等の変化に応じ新たな取組を要する課題もあり、その後継計画として定めた平成30年度からの「新・発達障がい児者支援プラン(以下、「現行プラン」)に基づき、発達障がい児者支援に取り組んでおり、令和2年度末をその終期としている。
- 平成30年度に実施した旧プランの評価では、早期の発見から早期の発達支援、学校における支援教育等の充実、多様な就労支援の実施など、各分野における着実な成果とともに、地域レベルでも個別療育や発達障がいに係る児童発達支援(以下、「児発」)や放課後等デイサービス(以下「放デイ」という。)の社会資源の量的な充実などが認められ、ライフステージを通じた一貫した切れ目のない支援の取組は進んでいるといえる。
- また、大阪府の取組は、ペアレント・トレーニングなどの家族支援や発達障がいを専門的に診る医師研修など全国の取組状況と比較しても多様なものとなっている。
- しかし、発達障がいの初診待ち時間は7～8週間となっており、発達障がいに係る医療機関の確保は依然として重要であることや児発、放デイの提供するサービスの内容に質的な差が生じているなど様々な課題も出ており、引き続き、発達障がい児者支援に取り組まなければならない状況にある。

1. 新プラン改定にあたって

【第5次障がい者計画への統合に向けて】

- 「施策の谷間」に置かれていた発達障がい児者への支援の取組は、大阪府において平成25年度に知事重点事業に位置付けて、旧プランや現行プランに基づき、発達障がい児者支援施策を推進してきた結果、身体、知的、精神といった一連の障がい児者支援施策と並んで取組が進められるようになってきている。
- また、この間、発達障害者支援法の改正(平成28年)に加え、障がい者法定雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者(発達障がい者で精神障がい者保健福祉手帳の所持者を含む。)を加えた改正障害者雇用促進法の施行(平成30年)、障がいを理由とした差別をなくすため、障害者差別解消法の施行(平成28年)など法制度面の整備が行われた。
- その一方、「8050問題」や「教育と福祉の連携」といった発達障がいの人だけでなく、障がいのある人全般に共通した課題も顕在化してきており、発達障がい児者支援施策のみをとらえるだけではなく、他の障がい児者支援施策と共通の視点で考えていくことも必要となっている。
- こうしたなか、現行プランは、終期が本体計画の終期(令和2年度)と重なり、同プラン中に「このプランは、発達障がい児者支援に重点的に取り組むために策定した計画であるため、将来的に取組が進めば本体計画への統合を検討します」としていることを踏まえ、令和2年度中に策定する第5次の本体計画(計画期間:令和3年度から令和8年度を予定)への統合を図ることが望ましい。

2 発達障がい児者支援の基本理念

これまで府が取り組んできた発達障がい児者支援施策の基本理念は、引き続き重要な意義を有することからこれを継承しつつ、地域を中心とした支援力の向上や支援体制の底上げを図り、「共に生きる社会」の実現を目指すという各施策体系に共通した視点を持って取組を進めることが必要となっている。

基本理念

- ・ライフステージに応じた支援(横軸)を基本に切れ目ない支援を図る。
- ・また、ライフステージを通じた支援(縦軸)でこれを補完する。
- ・縦軸と横軸の支援を充実させ、全体として支援の隙間を最小化する。

➡ 今後も継承

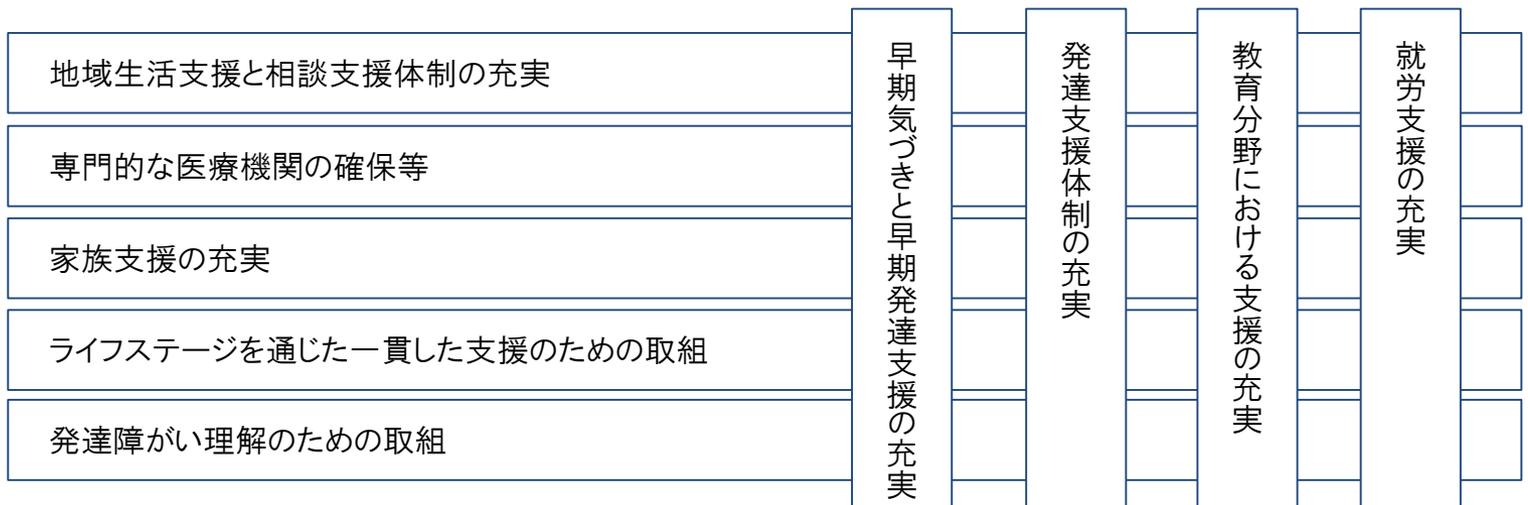
- ・「共に生きる社会」の実現を目指し、「地域を育む施策※」の取組を進める。

➡ 新たな視点

※ 多様な主体が障がいの権利・尊厳を保持し、社会的障壁の除去・改善に努め、合理的配慮を追及していくことで、包容力のある地域と、共に生きる社会の実現を目指すもの

〈ライフステージに応じた取組〉

〈ライフステージを通じた取組〉



地域を育む施策

3 見直しに当たっての主要な論点とそれに対する提言

発達障がい児者支援体制整備検討部会及び成人・こども両ワーキンググループでは、大阪府における発達障がい児者の支援体制の充実を図っていく観点から、これまでの現行プランに基づく取組の現状・課題を踏まえたうえで、今後の施策の方向性を確認した。このうち、支援対象の年齢層に関する課題や府が運営している発達障がい者支援センター（以下「アクトおおさか」という。）、大阪府発達障がい児療育拠点（以下、「療育拠点」という。）、発達障がいの診断等に係る医療機関のネットワーク化(以下、「医療機関ネットワーク」という。)については、今後の支援のあり方として重要な内容を含んでおり、主要な論点として議論を重ねてきた。今回、それらをもとに以下の通り提言としてまとめた。

1 高年齢の子どもへの支援

(現状・課題)

- 乳幼児期の支援（就学前支援）は、乳幼児健診による早期発見から早期診断への取組や個別療育の実施、児発、児童発達支援センターの整備等を通じて定着してきている。
- その一方で、小学校高学年の児童や中学校・高校・支援学校の生徒への支援は、乳幼児期支援のスキルだけでは対応できず、各成長の段階に応じた支援の困難さや複雑さに対応するスキルやノウハウが求められるなどの課題が存在している。
- 高年齢の子ども（おおむね9歳以上18歳未満）へのサービスは、放デイが提供しており、量的な面で近年著しく増加している。しかし、提供するサービスの質的な面で事業者間にばらつきがみられることから、サービスを利用する保護者等の適切な理解のもと、単なる居場所だけでなく、利用している子どもが大人になった時に、必要なライフスキルやソーシャルスキルを身に付ける場として、療育の機能が発揮されることが期待されている。
- 現状では、高年齢の子どもに対する質の高い支援ノウハウを蓄積している機関は不足しており、既存の社会資源の活用や連携等、手の届くところから対応し、支援ノウハウを蓄積していくことが必要である。
- 早期の段階で支援が行われていても、その後適切に支援が繋がらないなどにより良質な療育が提供されない場合、強度行動障がいに陥る可能性があることから、アセスメントも含めしっかりとこれまでの支援を引き継いで、良質な療育を継続していくことが重要である。

(施策の方向性に関する提言)

- 小学校高学年以降の各ライフステージには異なる課題が存在するため、支援が難しいケースにも対応できるよう、療育拠点において、過去の通所利用児をフォローするなど、当面小学校高学年から中学生までを一つの目安として支援ノウハウの蓄積に努めるべきである。
- 療育拠点は、放デイに対して広域的に機関支援を実施し、高年齢の子どもに対する支援の質の向上や均てん化を進めるなど、地域の支援力を底上げする役割を担っていくべきである。

2 療育拠点及び発達障がい者支援センター(アクトおおさか)のあり方

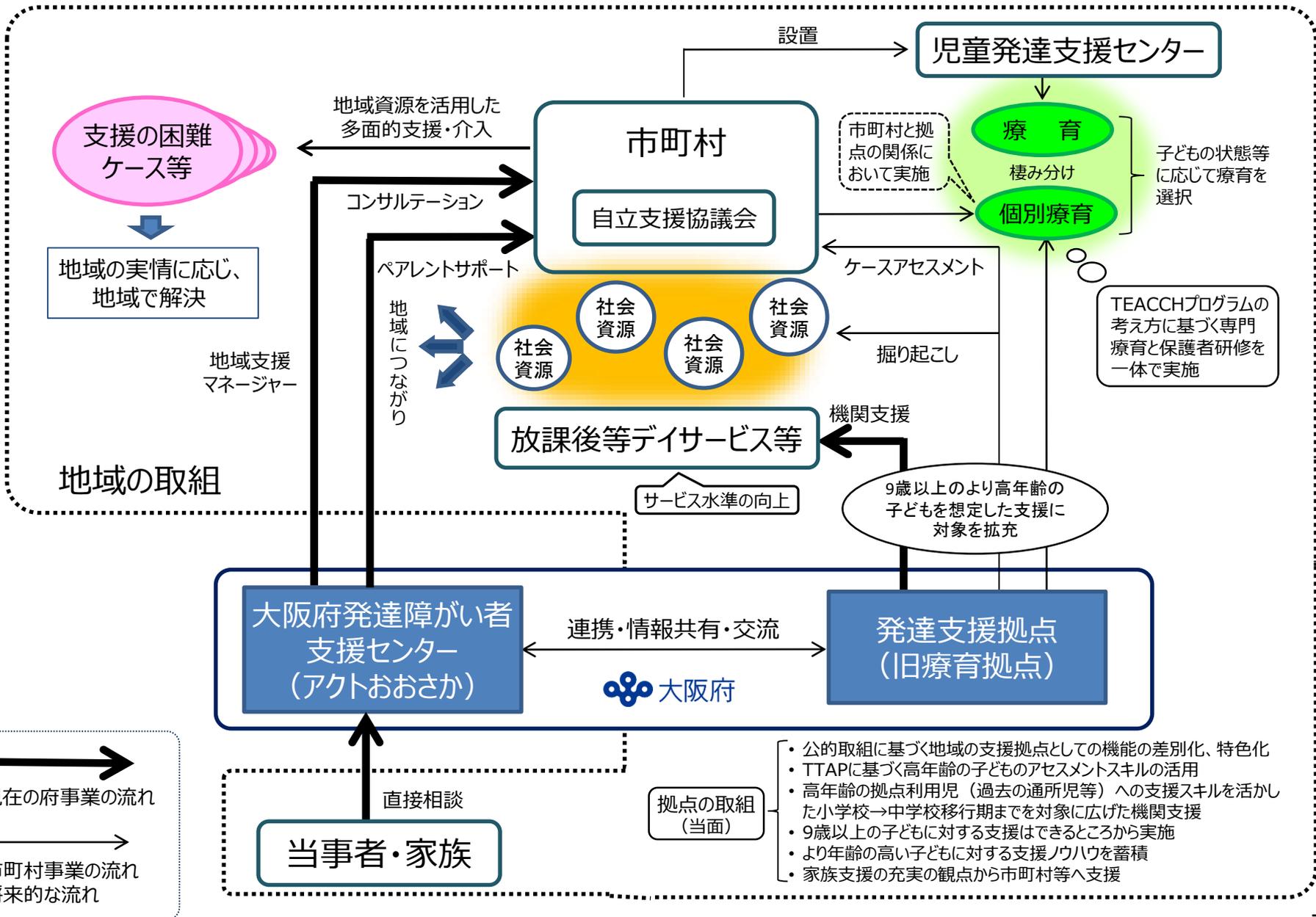
(現状・課題)

- 平成24年度の児童福祉法改正からすでに7年が経過しており、今回の計画見直しに合わせて、府（広域自治体）と市町村（基礎自治体）との制度上の役割分担に基づき、療育拠点に新しく求める役割や取組の方向性を検討していくタイミングである。
- 地域の児発や放デイが急増し、療育拠点が実施してきた個別療育と類似の取組も見られる中、一般的な児発や放デイと違いを明確にしていることが、地域で療育拠点の活動を浸透させるために不可欠である。
- 児発や放デイが地域において良質なサービスを提供できるよう支援者向けのコンサルテーション等の取組を広めていくために、療育拠点がこれまで培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等の活用が望まれる。
- 地域の中で支援が困難なケースでも、アクトおおさかに配置している発達障がい者地域支援マネージャーが専門性の高いスーパーバイズにより市町村の自立支援協議会へ機関支援に入ることにより、状況が改善するケースが確認されており、地域支援のニーズは大きい。
- アクトおおさかが府内に1か所となっている現行体制でコンサルテーション機能を発揮することには限界がある。

(施策の方向性に関する提言)

- 療育拠点が実施してきた児発や放デイといった事業所への機関支援や、事業所間の交流会などの場を通じて支援のスキルアップを図るなど、地域の拠点としての機能に着目して、名称を「大阪府発達支援拠点（以下、「発達支援拠点」という。）」と改称し、その機能にふさわしい体制を整備していくべきである。
- きめ細やかなコンサルテーションの実施などにより、地域の支援ニーズの多様化に対応できるよう、アクトおおさかの将来的なブランチ機能も想定しながら、府の広域的役割としてアクトおおさかを中心に発達支援拠点との地域連携の枠組みを作るべきである。
- 地域連携の枠組みの中では、定期的、継続的に市町村が地域支援マネージャーの機能を活用できるようにすべきである。

発達障がい児者支援体制のあり方について(アクトと拠点の関わり方イメージ)



→ 現在の府事業の流れ

→ 市町村事業の流れ
→ 将来的な流れ

- ・公的取組に基づく地域の支援拠点としての機能の差別化、特色化
- ・TTAPに基づく高年齢の子どものアセスメントスキルの活用
- ・高年齢の拠点利用児（過去の通所児等）への支援スキルを活かした小学校→中学校移行期までを対象に広げた機関支援
- ・9歳以上の子どもに対する支援はできるところから実施
- ・より年齢の高い子どもに対する支援ノウハウを蓄積
- ・家族支援の充実の観点から市町村等へ支援

3 医療機関での初診待機期間の短縮

(現状・課題)

- 発達障がい医師養成研修を実施し、医療機関ネットワークを構築している。しかし、発達障がいに係る専門的な研修を受講後、実地での経験を積む必要があることから、専門医師の養成には一定の期間が必要である。
- 専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施し、発達障がいの診療に対応できる医療機関のすそ野を広げている。
- 2次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定している。ただし、府からの圏域内ネットワーク構築に係る支援は、立ち上げ初年度限りとなっており、2年目以降は、各拠点医療機関が自立的に運営を継続していく必要がある。
- 医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約7～8週間で推移し、ほぼ横ばい状態である。また、特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られる。その一方、発達障がいと診断されるまで、1年半もかかったという事例もあるのが実情である。
- 現行の診療報酬では、公認心理師、精神保健福祉士等のコメディカルスタッフを確保することが難しく、医師が診療に必要な時間を確保できないことが待機期間の長期化の一因になっている。

(施策の方向性に関する提言)

- 発達障がい児者の初診の待機期間を短縮させていくため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実に努めていくべきである。
- 各圏域内の登録医療機関を対象にスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て陪席研修など発達障がいに係る診療機能の強化に資する取組を進めていくべきである。
- 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームについて検討すべきである。
- 拠点医療機関による各圏域での医療機関研修や診療支援機能の充実に努めていくとともに、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分に機能するような取組も必要である。

4 施策推進の方向性

現行プランにおいては、ライフステージに応じた支援とライフステージを通じた支援を基本理念として、9つの施策体系に分類し、各種施策を実施しているが、4ページに記載の通り、今後の取組においてもこの基本理念を継承していくべきものである。各施策体系のうち、療育拠点、アクトおおさか、医療機関ネットワークについては、すでに主要な論点として施策の方向性に関する提言を記載したが、それ以外の施策体系に関しても、課題やこれまでの取組を踏まえつつ、以下に取り組んでいくべき施策の方向性を示すこととする。

① 早期気づきと早期発達支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ・ 乳幼児健診時における早期の気づきや早期療育へのつながりを目的として全市町村において問診票を改訂するとともに、健診に関わる保健師の研修を実施してきた。
- ・ 保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる人材の継続的な育成を行うため、研修を実施している。
- ・ 保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を導入する市町村を支援している。

(課題)

- ・ 早期発見・早期支援の重要性から、乳幼児や小学校低学年までの低年齢児に対する取組が一定進んできたが、小学校高学年、中高生、大学生、社会人の各ライフステージにおいても発達障がいへの早期気づきから早期支援につないでいくことが課題となっている。

取り組んでいくべき施策

- 乳幼児期の早期発見・早期支援に係る取組は定着してきており、引き続き各市町村において健診や保育所等巡回の取組の充実を促していく。
- 乳幼児期だけでなく、各ライフステージにおいてもできるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、啓発活動や人材育成を実施する。

② 教育分野(小・中・高・支援学校)における支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ・ 訪問・来校相談や研究授業の開催等、自立支援推進校等から指定した支援教育サポート校が府立高校及び府内の私立高校をサポート
- ・ 教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実（支援学校の初任者研修や10年経験者研修等の法定研修、市町村立学校の教員を対象とする新任支援学級担当者研修等の課題別研修を実施）
- ・ 「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進

(課題)

- ・ 各学校（小学校、中学校、高等学校、支援学校等）段階の移行期における円滑な引継ぎや校内の支援体制充実に向けた組織体制の強化が必要となっている。
- ・ 現場レベルでの発達障がいに係る対応力の強化が図られているが、「学校経営」という視点から、校長をはじめとする管理職が研修等を通じて発達障がいに関する理解を深めるとともに現場の課題についての認識の共有を図ることが重要である。
- ・ 府立高校では、全生徒を対象に大阪独自の取組である高校生活支援カードを活用しており、別途支援を要する生徒に対して個別の教育支援計画を作成している。しかし、本人や保護者が必要性を感じていない場合もあり、全ての生徒に対して個別の教育支援計画が作成されている状況ではない。そのため、家庭においても個別の教育支援計画の理解を図り、適切に支援を進めていく必要がある。
- ・ 府立高校全校への臨床心理士または公認心理師の配置による支援体制は確立したが、発達障がいのある生徒への支援や教職員へのコンサルテーション等を当該生徒や各校の事情に応じて効果的に実施していくことが重要である。
- ・ 学校現場の教職員と障がい児福祉サービスを提供する職員との子どもへの接し方に違いがあり、当該子どもにふさわしい支援の提供にあたって、両者の連携に課題がある。

取り組んでいくべき施策

- 学校現場の人材育成は極めて重要であり、現場レベルでの個々の対応力の強化に加え、管理職を含めた学校組織全体で発達障がいへの理解を深めていくための取組を進めていく。
- 教育と福祉部局が連携し、支援の必要な児童生徒の学齢期から社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる体制整備に向けた取組を進めていく。
- 高校生活支援カードの積極的な活用や個別の支援計画の内容に係る保護者理解を図り、生徒の状況や保護者のニーズを的確に把握するとともに、高等学校卒業後の社会的自立に向けた学校生活を目指し、適切な指導・支援の充実を図っていく。
- 私学教育については、府立と連携し、支援教育のノウハウ等を共有しつつ、各私立学校独自に支援の取組を推進していく。

③ 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- 働きたい・働き続けたい人への支援の取組（生活スキルの習得機会の確保を含む）として、就労サポートカードの活用、就労定着支援事業の創設、OSAKAしごとフィールドにおける就業支援、公共職業訓練等を実施
- 企業等への理解の促進、定着支援の強化を図るため、企業の人事担当者の体験型研修会や、職場体験受入れマッチング会、企業や支援機関向けに準備を促す説明会の開催等、精神・発達障がい者職場定着支援事業を実施
- 就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくりとして、障害者就業・生活支援センターを設置

(課題)

- 就労系福祉サービス利用者の就職者数や、その後の就労定着率の向上にむけ、就労支援や定着支援の充実が求められる。
- 受け入れ企業側に、難しくない範囲で実施できる合理的配慮があるという理解が十分には進んでいない。
- 生活支援の充実を図るためには、障害者就業・生活支援センターや関係機関がその機能を発揮できるよう連携が必要である。
- 求職者・雇用者数ともに大幅に増加している精神障がい者（発達障がい者を含む）の雇用促進と職場定着を図るため、企業の障がい特性等の理解と職場環境整備の促進が必要

取り組んでいくべき施策

- 発達障がい者の雇用や職場定着に取り組む企業への支援と発達障がい者に対する直接的な就労支援との両面での取組を進めていく。
- 年齢の経過によっても支援を継続するなど、個人に合った多様な支援に重点を置いて取組を進めることにより、就労の定着を図るべきである。
- 障害者就業・生活支援センターや関係機関がその機能を発揮できるよう、就労を支える地域の関係機関との連携・枠組みを検討する。
- 障害者職業能力開発校や高等職業技術専門学校、企業、社会福祉法人、NPO等への民間委託による公共職業訓練において、引き続き発達障がいのある求職者や企業ニーズを踏まえた訓練を実施するとともに、より効果的な訓練について検討する。

④ 家族支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ペアレント・トレーニング（以下、「ペアトレ」という。）のインストラクターを養成し、市町村において実践
- ペアレント・メンター（以下、「メンター」）活動の普及
- ペアレント・プログラム（以下、「ペアプロ」という。）の市町村への導入に向けて人材を養成（市町村をフィールドに実践研修を実施）

(課題)

- 乳幼児期から成人期へのライフステージの移行に応じた支援を行う上で、高年齢児については、家族支援も含めて対応の困難性が高い。
- メンター事業はまだ十分に地域に浸透していない。
- 気づきがあれば様々な支援ができるようになるが、周囲が気付いていても本人や家族が気付かず、支援につながらないという問題が見られる。
- 療育は、家庭でできることの実践について、そのきっかけを得る場であり、家族にも当該療育の内容を理解することが必要である。

取り組んでいくべき施策

- メンター事業は、保護者の聞きたいことが具体的に聞け、発達障がいのあるこどもの将来の見通しを知るきっかけになるため、きわめて有効な保護者支援であることから、メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めていく。
- メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図っていく。
- 新プランにおいて実施したペアプロ実践研修を踏まえ、市町村において持続的に実施できるようフォローアップ研修等を実施していく。
- ペアトレについては、市町村におけるスキルの共有等を図っていくため、担当者間の情報交換の機会を提供していく。

⑤ ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

これまでの取組と課題

(現状)

- 「発達障がいのある方等の支援の引継ぎのためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を作成し、府内市町村に周知することにより、事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促している。

(課題)

- 乳幼児期から成人期までの各ライフステージを切れ目なく支援していく必要があるが、十分につながっていない。
- 親亡き後発達障がいのある子どもの生活への不安を感じる家族は多く、この点も意識した切れ目のない支援体制が必要である。
- サポートファイル等のつなぎを見える化するツールは、各市町村において作成が広がったが、行政を含めた関係者で活用の意義の共通理解がなければ、作っただけで終わってしまい、運用が進まない。

取り組んでいくべき施策

- 先進的な事例等を参考に、各市町村がサポートファイルを「使う」ことに意識を置いた住民への普及・啓発の取組を進めていく。
- サポートファイル運用担当者の人事異動等によっても組織として活用の意義を引き継ぎ、継続して運用できる組織体制にしていく。
- 親亡き後のことも念頭に置いてサポートファイルを活用していくことを検討し、発達障がいの人を地域で支援していく。

⑥ 発達障がい理解のための取組

これまでの取組と課題

(現状)

- 「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続
- 発達障がいに対する理解促進の取組（合理的配慮を含む）

(課題)

- 家庭や学校、職場における発達障がいの人又はその可能性がある人への接し方等について、府民理解をさらに高めていく必要性がある。

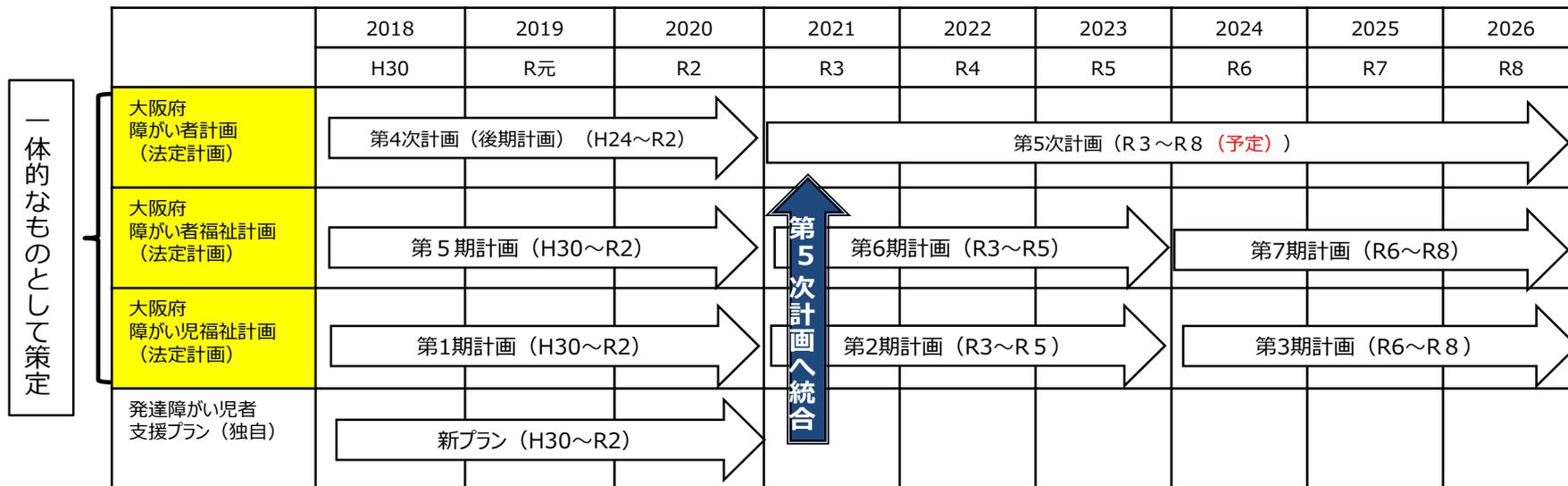
取り組んでいくべき施策

- 発達障がいの特性を理解し、その人の特性に応じた合理的な配慮ができるために、府民向けへの継続的な啓発活動を進めていく。

5 第5次障がい者計画での位置づけ

- 府は独自に平成26年3月に「発達障がい児者支援プラン」を策定し、早期気づき、早期発達支援から教育分野、就労支援など発達障がい児者のライフステージに応じた支援をはじめ、専門的な医療機関の確保や家族支援などライフステージを通じた支援など様々な発達障がい児者支援施策に取り組んできた。
- 併せて、発達障がい児者支援施策は、第4次障がい者計画において「施策の谷間にあった分野への支援の充実」を図るべき最重点施策として取組を進めてきたが、引き続き、令和3年度からの第5次障がい者計画においても最重点施策と位置づけ、府として推進していくべき施策である。

(参考) <発達障がい児者支援プランと障がい者計画及びその他の関連する計画の期間について>



5 第5次障がい者計画での位置づけ

- 現行プランにおける発達障がい児者支援に係る基本理念に基づき掲げられた施策体系は、第4次障がい者計画においても体系立てられている「生活場面に応じた施策の推進方向」の分類に応じて整理すると、以下の通りとなる。
- 現行プランの第5次計画への統合に向けては、これに準じて施策の方向性を分類することが妥当である。

障がい者計画		現行プラン	
生活場面	目指すべき姿	施策体系(分類の重複あり)	主な取組(重複あり)
1 地域やまちで暮らす	障がい者が地域で快適に暮らし活動する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活支援と相談支援体制の充実 ○ 家族支援の充実 ○ ライフステージを通じた一貫した支援のための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクトおおさかの運営 ・ 発達障がい者地域支援マネージャーによる地域コンサルテーションの実施、地域の相談機能・支援力の拡充 ・ サポートファイル等、引継ぎツールの活用
2 学ぶ	障がいのある人が本人のニーズに基づき、障害のない人と同じ場で学んでいる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早期気づきと早期支援 ○ 発達支援体制の充実 ○ 教育分野における支援の充実 ○ ライフステージを通じた一貫した支援のための取組 ○ 家族支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の子どもに関わる支援人材の育成 ・ 療育拠点の中核とする障がい児通所支援事業所に対する機関支援 ・ 支援学校のセンター的機能の発揮 ・ 「個別的教育支援計画」の作成・活用 ・ サポートファイル等、引継ぎツールの活用 ・ ペアトレ、ペアプロ、ペアレントメンターの実施
3 働く	障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を生かして仕事に就き、働き続けている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援の充実 ○ ライフステージを通じた一貫した支援のための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職から定着までの一貫した就業支援サービス ・ 発達障がい者等のニーズを踏まえた職業訓練 ・ 企業等への理解促進、職場内応援者の育成 ・ 障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業の機能強化 ・ サポートファイル等、引継ぎツールの活用
4 心や体、命を大切にす る	障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいに係る専門医療機関ネットワーク ・ 専門医師養成研修、かかりつけ医研修
5 楽しむ	障がい者がより質の高い生活を 楽しみ生き生きと活動している		
6 人間（ひと）としての 尊厳を持って生きる	社会の誰もが障がい者への合理的 配慮を実践し、障がい者が社会の 構成員として尊厳を持って生 きていることを実感している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい理解のための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界自閉症啓発デー、発達障がい者啓発週間等による啓発

6 これからの発達障がい児者支援に必要な新しい視点の考察

今回の検討に当たっては、特に大人の支援を中心に、既存の施策体系の中で明確に分類することが難しい項目や、既存の施策体系から切り出して個別に整理した方がより論点が浮き彫りになる項目に関しても活発な議論が交わされたところである。このため、今後の支援を考えるにあたって、新たな体系立てを念頭に、以下の視点からの考察を行い、提言としてまとめた。

○大学における支援

- 各ライフステージにおいて早期発見の必要性があり、大学在学中に困り感が出た場合にも速やかに支援につなげられるよう、大学における発達障がいの早期発見は極めて重要である。
- 未診断の学生が潜在的に在籍していることを想定し、本人の気づきが生まれるためにも、大学での支援は不可欠である。一方で、まだ大学側で支援に係る制度理解は十分とは言えず、周知や啓発が繰り返し必要である。
- これまで順調に大学へ進学し、学生生活を送ってきた学生でも、発達障がいの特性により就職の場面つまづくケースが見られる。そのため、大学卒業後の進路支援にあたっては、就労支援機関と大学との連携が必要である。
- 大学独自の支援だけでは限界があり、先に述べたように、例えば、大学の進路窓口と就労支援機関とが連携し、対象となる学生に上手にアプローチすることや、両者がコラボ化して支援に取り組むことが効果的である。

○司法関係における支援

- 発達障がいとうかがわれるが、未診断の人は、司法手続の過程で明確に配慮を申し入れる状況かどうかの見極めや発達障がいを踏まえた弁護が難しいため、早期の支援につながるよう本人や周囲の気づき等による早期発見は極めて重要である。
- 発達障がいの人々の刑事事件等に係る司法手続の場面においては、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮が必要である。
- 発達障がいの人々に対しては合理的配慮に基づいた手続きが適切に進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に発達障がいに関する知識が十分備わっていなければならず、実践に結びつくような研修や啓発の取組について関係機関等への働きかけを行うべきである。

○大人の支援

- 発達障がい児者支援に関して、子どもの頃は乳幼児健診から早期の診断、早期の療育へと支援の流れはできてきているが、大人になってから発達障がいと診断された人たちへの支援施策については、支援ニーズがより多様であり、適切な支援先につなげることが難しくなることから、今後、就労支援に加え幅広い取組を検討していく必要がある。
- 発達障がいの人の居場所は身近な地域にはあまり存在していないのが実情である。発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場や機会の提供についても検討すべきである。

○発達障がい未診断者への支援（いわゆる「グレーゾーン」の支援）

- 発達障がい未診断者は、発達障がいと診断された人と比較して支援が入りにくく、その人の持つ生きづらさや困り感についても内面に抱え込まれてなかなか解消が難しい場合がある。
- 近年では、発達障がいの特性のある人も含めて、未診断者の状態像を「グレーゾーン」と称することも多いが、このあいまいなフレーズについては、障がいや生きづらさの程度が「軽度」であったり、ニーズが明確でないといった印象を周囲に持たれるおそれがある。
- しかし、実際は、未診断者の方が必要な支援につながらず、深刻なケースとなることもあり得るので、診断の有無にかかわらず、生きづらさや実際に「困っている」という現実に着目して、必要な支援や配慮につながるよう、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組んでいく必要がある。

7 おわりに

- 今回の提言は、現行プランの改定内容を第5次本体計画に統合の上、従来の基本理念に新たな視点「地域を育む施策」を加えて、これから進めるべき発達障がい児者支援の施策の方向性等について、部会として取りまとめたものである。
- 大阪府における発達障がい児者支援については、平成25年度から重点的に取り組み、他府県と比較しても一定の成果を出してきた。このため、発達障がい児者支援に特化した計画の策定は、現行プランを最後として、今後は障がい児者支援施策全体をカバーする第5次本体計画において、顕在化してきた課題の解決に向けた施策の方向性を示し、各施策の進捗管理を行っていくことが求められる。
- 次年度は、令和3年度からの第5次本体計画への統合に向け、具体的な施策の策定作業に入ることになるが、部会での議論も踏まえ、統合によっても発達障がい児者支援の取組に後退感を出さずに、発達障がい児者のニーズに即した施策が展開できるよう検討を進めてもらいたい。